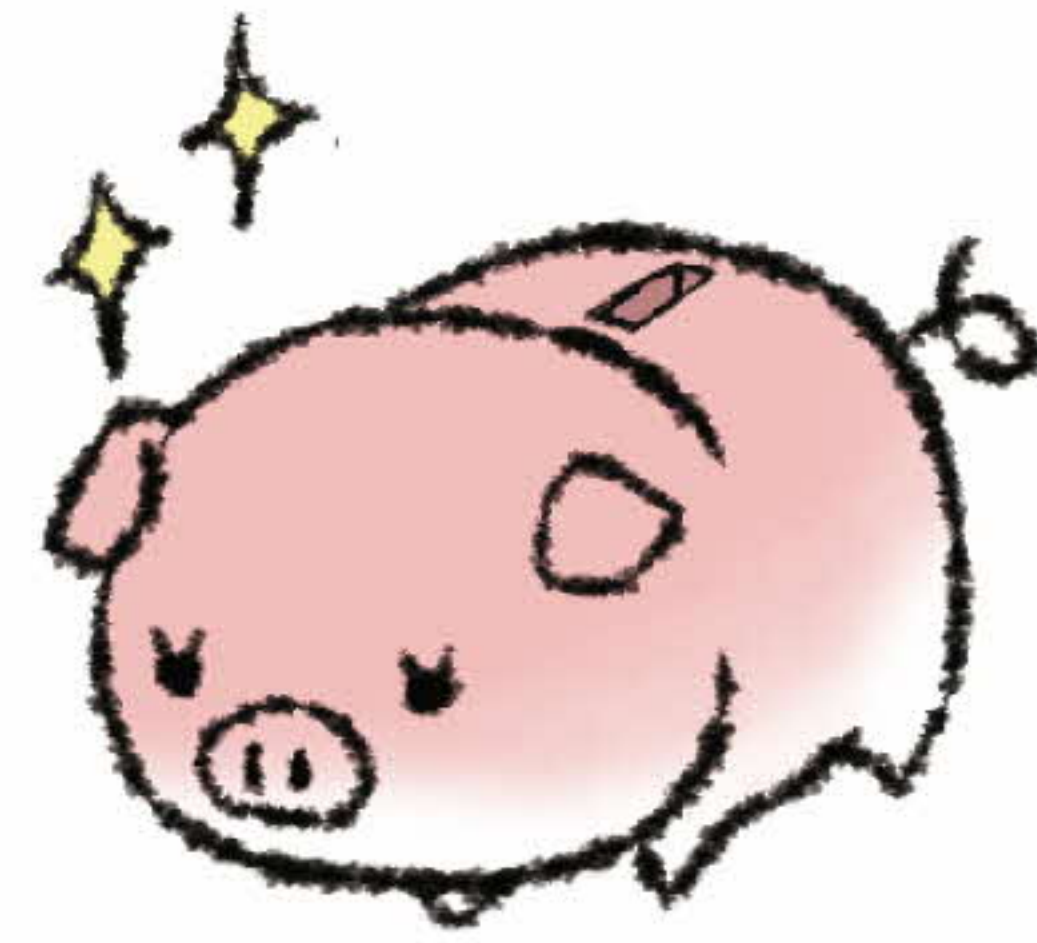


育児休業中の収入は？

育児休業中は無給ですが、一定の要件を満たせば、育児休業給付金などの所得補償や社会保険料の免除などの経済的支援があります。自治体から奨励金が支給されたり、会社から支援金が支給されたりするケースもあるので、確認しましょう。また、1年の大半を育児休業し、年収が103万円以下になる場合、配偶者の扶養控除対象者とすることができます。



■育児休業給付金の支給額は？

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額 (賃金月額) ※} \times \text{支給日数} \times \begin{matrix} \text{育児休業 180日目まで} & \mathbf{67\%} \\ \text{開始から 181日目から} & \mathbf{50\%} \text{ (当分の間)} \end{matrix}$$

※育児休業開始時賃金日額は、原則として育児休業開始前6か月間の賃金を180で割った額。賃金月額には上限があります。

お問い合わせ

育児休業給付については、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）まで。
社会保険料については、お近くの年金事務所まで。



育児休業制度に関する Q&A

Q 会社に育児休業に関する制度がないのですが取得することは可能ですか？

育児休業は、「育児・介護休業法」に基づき、労働者（日々雇用者を除く）が請求できる権利です。会社に規定がない場合でも、申出により育児休業を取得することができます。なお、期間を定めて雇用される労働者でも、次のいずれにも該当すれば育児休業を取得することができます。

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。
- ② 子が1歳6か月又は2歳に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと。

Q 上司に認められなかった場合はどうすればいいですか？

育児休業の取得は、法律に基づく労働者の権利であり、基本的に会社はその取得を拒否・制限することはできません。どうしても上司の理解が得られない場合は、人事労務担当者に相談して説得にあたってもらったり、勤務先の労働組合に相談して同じ立場にある人たちと一緒に交渉したりする方法などが考えられるでしょう。また、山口労働局雇用環境・均等室では、相談を受け付けるとともに、事業主に対する指導などを行っています。



パパの子育てに関する情報を集めよう！

イクメンプロジェクト

<http://ikumen-project.jp/>

イクメン |

検索

厚生労働省「パパの育児休業を応援します!!」（平成24年10月発行）を加工して作成

育児休業のモデルパターン

下記のモデルパターンを参考に育児休業を取得してみませんか？

パターン1 出産直後や職場復帰直後のママをサポート

	出生	8週間	1歳	1歳2か月
妻		産後休暇	育児休業	
夫		育児休業(8週間)		育児休業(2か月間)

ママが出産後8週間以内にパパが育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても育児休業を再度取得できる。

パターン2 パパとママが交代で育児休業を取得

	出生	8週間	1歳	1歳2か月
妻		産後休暇	育児休業	
夫				育児休業(6か月間)

パパ・ママともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月になるまで取得期間を延長できる。ただし、パパが取れる育児休業は最長1年、ママは産後休暇と育児休業を合わせて最長1年。

パターン3 ママが専業主婦でも、育児休業でママをサポート

	出生	1歳
妻		専業主婦
夫		育児休業

ママが専業主婦や育児休業中であっても、パパが育児休業や短時間勤務制度を利用することができる。

パターン4 育児短時間勤務制度を利用して、仕事と育児を両立

	出生	8週間	1歳	2歳	3歳
妻		産後休暇	育児休業	育児のための短時間勤務制度	
夫				育児のための短時間勤務制度	

子どもが3歳に達するまでの間は、短時間勤務制度（1日原則6時間）を利用できる。さらに、請求すれば、所定外労働（残業）が免除される。

パパも育児休業を積極的に取ろう！
制度改正によりパパも育児休業が取りやすくなりました。子どもが1歳※に達するまでの間、事業主に申し出れば育児休業を取得することができます。どのようなタイミングでどのくらいの期間取得するのか、それぞれの家庭の事情や会社の制度などを考えて検討してみましょう。

※保育所に入所できないなど一定の場合は歳六か月又は一歳まで。

